

下野庭町内会規定集

下野庭町内会規約第8章雑則第35条の定めによる「規約を施行するにあたって…」を、次のとおり制定する。

◇役員選出規定

(役員の選出)

第1条 会長及び監事の選出は、立候補者、組長会等の被推薦者、現役員等の中から選考委員会が選出する。選考委員会は、役員会代表2名と町内会規約7条の専門部会長により構成し、会長が招集する。

2 前項の選考委員会によって選出された会長は、会長自身が副会長・会計・総務その他の役員を選出する。

3 前1項及び2項で選出された役員は、総会の承認を得て選任される。

(役員の補充)

第2条 役員に欠員が生じたときは、役員会の決議により補充することが出来る。

付 則

この規定は、平成21年6月28日より施行する。

◇町内会費細則

(趣 旨)

第1条 町内会規約第28条第2項の「総会で定める町内会費」を制定した。

(会 費)

第2条 町内会費は、1世帯当たり月額300円とする。

(入 金)

第3条 町内会費は各組長が集金にあたり、月例の組長会に持参して会計に入金する。

2 6ヶ月分もしくは1年分の一括入金を原則とする。

3 年度途中入会の場合、町内会費は入会月の翌月分から納めることとする。

4 年度途中脱会の場合、町内会費は脱会の当月分までとする。前納金のうち、翌月以降の分については、本人の請求に基づいて返金する。

付 則

この細則は、平成21年6月28日より施行する。

◇慶弔見舞規定

(趣 旨)

第1条 本規定は、町内会の慶事、弔事、見舞金の範囲及び限度額等について、必要な事項を定める。

(慶 事)

第2条 会員（世帯主及び同居の家族）で、9月の敬老の日に因み70歳以上の会員に対しては、記念品を贈呈する。

(弔事・見舞)

第3条 死亡時の香典及び見舞金は、次の基準による。

区 分	香 典	花 輪	見舞金
町 内 会 長	30,000 円	一基	5,000 円
〃 副 会 長	20,000 円	一基	5,000 円
上記以外の役員並びに顧問	10,000 円	一基	5,000 円
役員並びに顧問の配偶者	10,000 円		
一般会員（世帯主・配偶者）	5,000 円		

2 役員及び顧問は、退任後1年間、在任中と同じ扱いとする。但し、役員及び顧問の配偶者については、役員在任中に限り適用する。

3 前第2項の「役員及び顧問は、退任後1年間、在任中と同じ扱いとする」は、在任期間が3期6年以上の場合は、1年間の制限を設けないこととする。

4 見舞金は、疾病または負傷の治療のため継続して2週間以上入院した場合に、年度内1回の入院を限度に適用する。また、同じ疾病での再度入院は、年度を異にする場合でも適用しない。

(その他)

第4条 本規定に定めがなく、緊急な対応が必要な事案については、三役が協議して決定する。

付 則

この規定は、平成21年6月28日より施行する。

【規定改正履歴】

令和元年 4月14日 一部変更

◇下野庭町内会館運営規定

(目 的)

第1条 本規定は、下野庭町内会規約第2章の“目的及び事業”活動の拠点となる下野庭町内会（以下「会館」という）の適正かつ円滑な管理運営を行うために定めるものである。

(管理及び運営)

第2条 会館の管理及び運営は、町内会が行う。

2 町内会館の適正な管理運営業務を行うため、会長は役員の中から会館管理担当役員（以「担当役員」という）1名を任命し、また、役員以外から会館管理員若干名を委嘱する。3 担当役員は、会館運営の直接の責任者であり、会館運営の統括に当たる。

4 担当役員は、会館運営問題について随時役員会に状況を報告しなければならない。

5 会館管理員は、担当役員を補佐し、会館使用申込の受付事務を担当する。

(担当役員の業務)

第3条 担当役員は、前条第3項及び第4項の他に次の業務を行う。

- (1) 会館内外の安全点検に関すること
- (2) 会館の施設設備・備品等の維持管理に関すること
- (3) 会館運営の関係書類の整備管理に関すること
- (4) その他、会館運営に関する諸問題の対応を行う

(優先順位)

第4条 会館の使用は町内会活動（総会・役員会・災害時の対応等）を原則的に優先する。

2 専門部会は、町内活動に支障のない限り前項の町内活動の次に優先する。

(使用の制限)

第5条 次の各号に該当するものについては、使用許可はしない。

- (1) 風俗を乱し、治安を害する恐れがあると思われる場合
- (2) 政治的、宗教的活動を目的とする場合、但し、役員会が認めた場合はこの限りでない
- (3) 役員または父母（保護者）が責任者となっていない高校生以下のものが使用する場合
- (4) 会館内で宿泊する場合、但し、担当役員が状況に応じて認める特別の場合はこの限りでない

(5) その他、担当役員が不適当と認めた場合

(鍵の保管)

第6条 会館の鍵については、以下の者が保管管理する。

(1) 町内会会長

(2) 担当役員

(3) 会館管理員

(禁止事項)

第7条 会館使用の禁止事項を次のとおり設ける。

(1) 会館内での喫煙

(2) 会館内に危険物の持ち込み

(3) 会館内に動物の連れ込み（盲導犬・介助犬は除く）

(4) 会館内でのスポーツ

(5) 備品等の無断持ち出し

(6) 近隣に迷惑となるような極端な騒音を伴う活動

(7) 町内会員以外の飲酒を含む会合（但し会長が特に認める会合は除く）

(使用心得)

第8条 会館の利用者は、次の使用心得を守らなければならない。

(1) 会館使用で生じるゴミは、利用者側で持ち帰る等会館に残さないこと

(2) 冷蔵庫使用の場合、終了時点で冷蔵庫の中に食品類を残さず持ち帰ること

(3) 会館利用者は、みだりに必要以外の部屋に出入りしないこと

(4) 使用時間内で施設設備の破損を起こした場合、その賠償の責任を負うものであること

(5) 会館使用は、届け出た使用時間を守ること（清掃・点検をし、定刻までに退館すること）

(6) 会館使用に当たって火災予防には厳重なる注意を払い、使用後は必ず整理
整頓・清掃・戸締まり・施錠等、細心の留意をすること。『点検記録票』
の提出と同時に鍵を会館管理者に返却すること

(使用時間)

第9条 会館の開館時刻は午前8時30分とし、閉館時刻は午後10時とする。但し担当役員が状況に応じて認める特別な場合はこの限りではない。

(調整会議・帳票管理)

第10条 毎月25日の午前9時30分から10時30分の間に調整会議を開催し、『会館使用申込』の受付を行う。

2 使用申込者（個人又は団体の代表者）は、調整会議に出席して翌月分の使用予定表作成に協力する。

3 同一使用時間帯に同じホールを2以上の申込者が重複して使用を希望する場合、お互いに話し合っ調整をはかり、なおかつ調整がつかない時は抽選により決める。

4 原則として、調整会議以外の使用申込みは、特別の事情でない限り受け付けない。また、1ヶ月以上の長期に亘り、予定を先取りするようなことは認めない。

5 緊急なる事情で町内会が使用する場合は、同一日時に他の使用予定があっても、町内会の使用を優先する。この場合速やかに変更理由を使用予定者に連絡する。

6 使用料は、毎月調整会議時に、翌月の使用予定回数分を前納する。使用を中止したときは、その分の使用料は返金する。返金期日は、特別事情を除き翌月の調整会議時とする。

7 会館管理員は、作成された『会館使用予定表』・『月間使用料金集計表』を、会長と担当役員に各1部を提出し、承認を受けること。 8

担当役員は、前7項の帳票をファイルし、同時に『月間使用料金集計表』（写）を会計担当役員に回覧する。

（使用料金）

第11条 町内会の総会・役員会・町内会主催事業、その他民生委員等の委嘱委員が会議等で使用するときは無料。その他は、原則有料とする。

2 町内会館の使用時間帯を午前、午後、夜間の3区分とし、各区分の使用料金は別表（表－1）のとおりとする。

（違反者の使用禁止）

第12条 本規程に違反した使用者については、会長命令により今後の使用を禁止する。
（会館運営費）

第13条 会館の運営に係わる経費は、町内会一般会計及び会館使用料金その他で賄う。
（規程の改正）

第14条 本規程を改正する場合は、次の総会で報告し、承認を得て決定する。

付 則 （制 定）

本規程は、新会館への移転に伴い、「下野庭町内会館使用規定」（昭和61年6月1日実施）及び「下野庭町内会利用細則」（昭和62年4月1日制定）を全面的に見直し、役員の承認を得て制定。平成21年4月29日より施行する。

本規定制定により上記中の規定及び細則は廃止する。

【会館使用料金の改正】

付表－１の新料金については、平成２５年３月の役員会で審議し、２５年度定期総会において報告し承認を得て決定した。

別表（付表－１）

会 館 使 用 料 金

時間帯	午 前		午 後		夜 間	
	８時半～１２時		１３時～１７時		１８時～２２時	
区 分	町内会員	〃 以外	町内会員	〃 以外	町内会員	〃 以外
ホール１	1,000	3,000	1,000	3,000	1,000	3,000
ホール２	1,000	3,000	1,000	3,000	1,000	3,000
全ホール	2,000	6,000	2,000	6,000	2,000	6,000

備考：①厨房（ガス・水道）を使用する場合は、上記金額にそれぞれ 500 円を加算する。

（但し、女性部等が町内会の行事の関連で厨房を使用する場合は該当しない。）

②営利を目的とする個人及び団体は、上記金額にそれぞれ 1,000 円を加算する。

③３区分とも実際の使用時間が短縮されても、上記金額を減額することはない。

④使用申込者（グループ）の構成が、「町内会員」と「それ以外」の混在の場合、料金区分は、その催し等の主宰が町内会員である、又は町内会員が過半数を占めている、このいずれかの場合は「町内会員」の料金を適用する。